平成２５年（フ）第３７号
新潟県長岡市入塩川574番地
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
新潟県柏崎市田塚２丁目７番35号
債務者　池嶋　　昭
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
沖縄県那覇市曙２―22―31　豊里アパート102号室、住民票上の住所沖縄県那覇市字安謝195番地　上江洲荘２－D
債務者　上間　政春
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４２９号
さいたま市南区辻１丁目４番２号
債務者　堀田　　忍
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４３０号
さいたま市南区辻１丁目４番２号
債務者　堀田　昌子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４９４号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目17番16号　ラシーヌ・ド・ラブーレ402号
債務者　呉竹　和子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０９号
さいたま市浦和区本太１丁目30番16号　コーポ浦和女子寮209、旧住所さいたま市桜区大字大久保領家540番地　13―204
債務者　篠田　真紀
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６２２号
埼玉県蕨市塚越５丁目２番４号　塚越パークハイツ306号
債務者　山川　　薫
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６３８号
埼玉県川口市大字木曽呂71番地
債務者　山田　隼人
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６４６号
東京都江戸川区臨海町５丁目１番３―307号、旧住所さいたま市西区三橋５丁目1852番地６神田ハイツ101
債務者　齋藤　エミ（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６７５号
埼玉県戸田市笹目２丁目11番地の２　秋元荘103号室
債務者　大山　昭則
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７１９号
埼玉県川口市大字安行領根岸2888番地　コスモコーポＡ棟101号、旧住所埼玉県川口市大字安行領根岸37番地の20
債務者　矢作　誠二
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７２１号
埼玉県上尾市大字原市31番地２　原市コーポ201
債務者　齋藤　　進
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７２２号
埼玉県上尾市大字原市31番地２　原市コーポ201
債務者　朝野　泰世
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６６２号
埼玉県川口市大字里578番地の８　シーズガーデングリーンパティオ111号
債務者　福江　廣子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６９６号
さいたま市岩槻区本町４丁目10番３―207号
債務者　藤原　竜雄
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７０８号
埼玉県川口市大字安行吉岡1568番地の14
債務者　大井　　豊
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係